



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 1
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（自然保護・緑化推進課） 2
- 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 3
- 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 3
- 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 5
- 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 9
- 沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課） 9
- 沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則（都市計画・モノレール課） 10
- 沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） 10
- 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） 11
- 告 示**
- 企業立地促進地域の指定の一部を改正する告示（企業立地推進課） 11
- 訓 令**
- 沖縄県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令（自然保護・緑化推進課） 12

規 則

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第35号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第7号を次のように改める。

7 削除

別表第1項第45号の4及び第45号の5を次のように改める。

45の4 第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料

45の5 第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料

別表第1項第45号の12を同項第45号の14とし、同項第45号の11を同項第45号の13とし、同項第45号の10を同項第45号の12とし、同項第45号の9の次に次の2号を加える。

45の10 指定調査機関指定申請手数料

45の11 指定調査機関指定更新申請手数料

別表第1項第258号の次に次の1号を加える。

258の2 登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

別表第1項第260号の次に次の1号を加える。

260の2 登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

別表第5項第65号中「第13号」を「第14号」に改め、同表第7項中第64号を削り、第63号を第66号とし、第48号から第62号までを3号ずつ繰り下げ、第47号の2を第50号とし、第20号から第47号までを2号ずつ繰り下げ、同項第19号中「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第18号を第20号とし、第13号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、第12号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

14 構造計算適合性判定通知手数料

別表第7項中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

4 構造計算適合性判定申請手数料

別表第29項に次の1号を加える。

8 再交付申請手数料

別表中第35項を削り、第36項を第35項とし、第37項を第36項とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第5項及び第7項の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第36号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第1条 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)の一部を次のように改正する。

別表第2鳥獣保護員の項中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

(沖縄県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 沖縄県自然環境保全条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第80号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第13号及び第14号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第9条第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

第3条 沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第37条第3号中「鳥獣保護及び狩猟に関する事」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事」に改める。

第171条の3第47号及び第203条第1号中「鳥獣の保護増殖及び狩猟に関する事」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事」に改める。

第241条第1号の表沖縄県自然環境保全審議会の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正)

第4条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則(昭和50年沖縄県規則第67号)の一

部を次のように改正する。

別表第2 農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第61号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同欄第62号から第78号までの規定中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同欄第79号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「鳥獣保護法施行規則」を「鳥獣保護管理法施行規則」に改め、同欄第80号から第84号までの規定中「鳥獣保護法施行規則」を「鳥獣保護管理法施行規則」に改め、同項専決事項の欄第18号から第24号までの規定中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同表林業事務所長の項委任事項の欄第32号から第34号までの規定中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同欄第35号及び第36号を次のように改める。

35及び36 削除

別表第2 林業事務所長の項委任事項の欄第37号から第38号の15までの規定中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同欄第39号及び第39号の2中「鳥獣保護法施行規則」を「鳥獣保護管理法施行規則」に改め、同欄第39号の3を削り、同欄第39号の4中「鳥獣保護法施行規則」を「鳥獣保護管理法施行規則」に改め、同号を同欄第39号の3とし、同欄第39号の5中「鳥獣保護法施行規則」を「鳥獣保護管理法施行規則」に改め、同号を同欄第39号の4とし、同欄第39号の6中「鳥獣保護法施行規則」を「鳥獣保護管理法施行規則」に改め、同号を同欄第39号の5とし、同欄第39号の7中「鳥獣保護法施行規則」を「鳥獣保護管理法施行規則」に改め、同号を同欄第39号の6とする。

(沖縄県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第5条 沖縄県立自然公園条例施行規則（昭和55年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第19条第35号及び第36号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第76号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則の一部改正)

第6条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則（平成12年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第37号

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第1号及び第7項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改

正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第38号

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者の事業と指定介護予防訪問介護の事業」を「条例第6条第4項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業」に、「及び指定介護予防訪問介護」を「又は当該第一号訪問事業」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第33条第1項第3号中「指定介護予防通所介護事業者」を「条例第100条第4項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護」を「当該第一号通所事業」に改める。

第37条第5号中「条例第113条において準用する条例第40条第2項」を「条例第111条の2第2項」に改める。

第43条第6号中「第40条」を「第111条の2」に改める。

第45条第1項第3号中「と基準該当介護予防通所介護」を「と条例第132条第4項に規定する第一号通所事業」に、「は基準該当介護予防通所介護」を「は当該第一号通所事業」に改める。

第60条に次の1項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年沖縄県条例第68号）第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第72条中「準用する。」の次に「この場合において、第60条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。」を加える。

第74条第4号ア中「平方メートル」の次に「以上」を加える。

第85条第2項第2号ア中「、利用者」の次に「の数」を加え、「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1」を削る。

第90条第8号を削る。

第95条第10号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サー

ビスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「旧規則」という。）第3条第2項の規定は、なおその効力を有する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧規則第33条第1項第3号及び第45条第1項第3号の規定は、なおその効力を有する。

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第39号

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第2条 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 介護予防訪問介護（第3条—第12条）」を「第2章 削除」に、「第7章 介護予防通所介護（第33条—第42条）」を「第7章 削除」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第3条から第12条まで 削除

第14条の次に次の1条を加える。

（電磁的方法による手続）

第14条の2 条例第51条の2の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族の希望に基づき、電子情報処理組織（指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であって次に掲げる方法により提供する方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法

ア 電磁的記録を指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第51条の2に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、

当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前号イに規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第1項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供についての文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用する方法

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該承諾を得た後であっても、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、条例第51条の2の重要事項の文書を交付する方法により明示しなければならない。

第16条第1号中「条例第57条において準用する条例第20条」を「条例第51条の13」に改め、同条第2号中「条例第57条において準用する条例第24条」を「条例第52条の3」に改め、同条第3号中「条例第57条において準用する条例第35条」を「条例第55条の8」に改め、同条第4号中「条例第57条において準用する条例第37条」を「条例第55条の10」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第20条中「第5条」を「第14条の2」に改める。

第24条第4号中「条例第20条」を「条例第51条の13」に改め、同条第5号中「条例第24条」を「条例第52条の3」に改め、同条第6号中「条例第35条」を「条例第55条の8」に改め、同条第7号中「条例第37条」を「条例第55条の10」に改める。

第25条中「第5条」を「第14条の2」に改める。

第27条第2号中「条例第20条」を「条例第51条の13」に改め、同条第3号中「条例第24条」を「条例第52条の3」に改め、同条第4号中「条例第35条」を「条例第55条の8」に改め、同条第5号中「条例第37条」を「条例第55条の10」に改める。

第28条中「第5条」を「第14条の2」に改める。

第31条第1号中「条例第20条」を「条例第51条の13」に改め、同条第2号中「条例第24条」を「条例第52条の3」に改め、同条第3号中「条例第35条」を「条例第55条の8」に改め、同条第4号中「条例第37条」を「条例第55条の10」に改める。

第32条中「第5条」を「第14条の2」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第33条から第42条まで 削除

第44条の次に次の1条を加える。

(利用料等の内容)

第44条の2 条例第119条の2第3項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとし、第2号に定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）によるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させること

が適当と認められる費用

第45条第2号中「条例第20条」を「条例第51条の13」に改め、同条第3号中「条例第24条」を「条例第52条の3」に改め、同条第4号中「条例第35条」を「条例第55条の8」に改め、同条第5号中「条例第37条」を「条例第55条の10」に改める。

第46条中「第5条及び第36条」を「第14条の2」に改める。

第50条第1項第2号ア及びイ中「第143条において準用する第105条」を「条例第143条において準用する条例第121条の4」に改める。

第51条中「第5条」を「第14条の2」に改める。

第54条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第55条第2号中「条例第20条」を「条例第51条の13」に改め、同条第4号中「条例第24条」を「条例第52条の3」に改め、同条第5号中「条例第35条」を「条例第55条の8」に改め、同条第6号中「条例第37条」を「条例第55条の10」に改める。

第56条第1項第2号ア及びイ中「条例第105条」を「条例第121条の4」に改める。

第62条中「第5条」を「第14条の2」に改める。

第63条第4項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第67条中「第5条」を「第14条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第54条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第69条第4号ア中「平方メートル」の次に「以上」を加える。

第72条第2号中「条例第20条」を「条例第51条の13」に改め、同条第4号中「条例第24条」を「条例第52条の3」に改め、同条第5号中「条例第35条」を「条例第55条の8」に改め、同条第6号中「条例第37条」を「条例第55条の10」に改める。

第73条及び第79条中「第5条」を「第14条の2」に改める。

第80条第1項第2号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第2項第2号ア中「利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の次に「及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上」を削る。

第83条中「第5条」を「第14条の2」に改める。

第85条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「条例第24条」を「条例第52条の3」に改め、同条第5号とし、同条第7号中「条例第35条」を「条例第55条の8」に改め、同条第6号とし、同条第8号中「条例第37条」を「条例第55条の10」に改め、同条第7号とする。

第89条中「第5条」を「第14条の2」に改める。

第90条第4号中「条例第24条」を「条例第52条の3」に改め、同条第5号中「条例第35条」を「条例第55条の8」に改め、同条第6号中「条例第37条」を「条例第55条の10」に改め、同条第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第96条第1号中「条例第20条」を「条例第51条の13」に改め、同条第3号中「条例第24条」を「条例第52条の3」に改め、同条第4号中「条例第35条」を「条例第55条の8」に改め、同条第5号中「条例第37

条」を「条例第55条の10」に改める。

第97条及び第99条中「第5条」を「第14条の2」に改める。

第104条第2号中「条例第24条」を「条例第52条の3」に改め、同条第3号中「条例第35条」を「条例第55条の8」に改め、同条第4号中「条例第37条」を「条例第55条の10」に改める。

第105条中「第5条」を「第14条の2」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則等は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則は、第1条の規定によってまず改正され、次いで第2条の規定によって改正されるものとする。
(介護予防訪問介護に関する経過措置)
- 3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、第2条による改正前の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「旧規則」という。）第3条から第12条までの規定は、なおその効力を有する。
- 4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第3条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第2項	指定訪問介護事業者	法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は当該第一号訪問事業

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 5 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧規則第33条から第42条まで及び第63条第4項の規定は、なおその効力を有する。
- 6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第33条第1項第3号の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第33条第1項第3号	条例第100条第3項に規定する利用者	当該指定介護予防通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（条例第97条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業の利用者

7 附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第39条第1項第3号の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第1項第3号	基準該当通所介護の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第40号

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第18条第12号」を「第18条第13号」に改め、同条第2号中「第18条第13号」を「第18条第14号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第41号

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県企業立地促進条例施行規則（昭和57年沖縄県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 法第55条の2第5項の規定により内閣総理大臣が認定した経済金融活性化計画に定められた同条第2項第2号に規定する特定経済金融活性化産業に位置付けられた金融関連産業（経済金融活性化特別地区

の区域内において法人を設立して行うものに限る。)

第4条第4号中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改める。

別表第1の1の項中「附則第3条第4項の規定により国際物流拠点産業集積地域とみなされた地域のうち、」を「による」に改め、同表の3の項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同表の5の項中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の3の項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条第4号、第4条第4号及び別表第1の1の項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第42号

沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成16年沖縄県規則第26号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第43号

沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県建築基準法施行細則（昭和56年沖縄県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第29条の13」を「第29条の14」に、「条例第29条の3から第29条の5まで」を「条例第29条の3、条例第29条の5、条例第29条の6」に、「第29条の7」を「条例第29条の8」に、「第29条の8」を「条例第29条の10」に、「第29条の4」を「第29条の5」に、「第29条の9」を「条例第29条の11」に、「条例第29条の5」を「条例第29条の6」に改め、「（確認申請手数料にあつては法第6条第1項の規定による確認の申請に係る計画に同条第5項の構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれているときは条例第29条の3第3項に規定する加算額を除き、計画通知手数料にあつては法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画に同条第4項の構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれているときは条例第29条の7において読み替えて準用する条例第29条の3第3項に規定する加算額を除く。）」を削り、同条第2項中「（法第6条第1項の規定による確認の申請に係る計画に同条第5項の構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれている場合にあつては、条例第29条の3第3項に規定する加算額を除く。）」及び「（法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画に同条第4項の構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれている場合にあつては、条例第29条の7において読み替えて準用する条例第29条の3第3項に規定する加算額を除く。）」を削り、「第29条の13」を「第29条の14」に改め、同条第3項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第18条第17項」を「第18条第19項」に改める。

第13条第3項中「第14項」を「第16項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和25

年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請書、法第7条第1項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査の申請書、法第7条の3第1項(法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査の申請書、法第18条第2項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知書、法第18条第16項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する工事完了の通知書又は法第18条第19項(法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する工事終了の通知書を提出する建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に法第6条第1項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請書、法第7条第1項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査の申請書、法第7条の3第1項(法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査の申請書、法第18条第2項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知書、法第18条第16項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する工事完了の通知書又は法第18条第19項(法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する工事終了の通知書が提出された建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第44号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(平成12年沖縄県規則第72号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条第2号中「の取引主任者」を「の宅地建物取引士」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第5条中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第4号様式中「宅地建物取引主任者資格登録簿登録拒否通知書」を「宅地建物取引士資格登録簿登録拒否通知書」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿登録申請書」を「宅地建物取引士資格登録簿登録申請書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の宅地建物取引業法施行細則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

告 示

沖縄県告示第224号

企業立地促進地域の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

企業立地促進地域の指定の一部を改正する告示

企業立地促進地域の指定(平成24年沖縄県告示第395号)の一部を次のように改正する。

表中	3 金融業務特別地区内の区域内において法人を設立して行う沖縄振興特別措置法第3条第14号の金融業務に係る事業	名護市	を
----	--	-----	---

3 経済金融活性化特別地区の区域内において法人を設立して行う沖縄振興特別措置法第55条の2第5項の規定により内閣総理大臣が認定した経済金融活性化計画に定められた同条第2項第2号に規定する特定経済金融活性化産業に位置付けられた金融関連産業

名護市

に改め

る。

附 則

この告示は、平成27年3月31日から施行し、改正後の企業立地促進地域の指定は、平成26年4月1日から適用する。

訓 令

沖縄県訓令第42号

環 境 部

沖縄県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県鳥獣保護員設置規程（平成4年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

題名中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

第1条中「鳥獣保護及び狩猟の適正化等鳥獣保護事業」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化等鳥獣保護管理事業」に、「鳥獣保護事業の実施」を「鳥獣保護管理事業の実施」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に、「保護員」を「保護管理員」に改める。

第2条及び第3条中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第4条中「保護員」を「保護管理員」に改め、同条第5号中「鳥獣保護思想」を「鳥獣保護管理思想」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「保護員」を「保護管理員」に改め、同項第1号中「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に改め、同条第2項中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第6条から第11条までの規定中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第1号様式中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に、「沖縄県鳥獣保護員設置規程」を「沖縄県鳥獣保護管理員設置規程」に改める。

第2号様式中「鳥獣保護員業務報告書」を「鳥獣保護管理員業務報告書」に、「沖縄県鳥獣保護員」を「沖縄県鳥獣保護管理員」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年5月29日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--